

16. 学術資料（学術文献を除く）の保存ならびに活用について

〔諮問〕

科第304号

昭和25年4月18日

日本学術会議会長 亀山直人 殿

内閣総理大臣 吉田 茂

学術資料（学術文献を除く）の保存ならびに活用について

わが国学術の振興のために学術資料（学術文献を除く）の保存ならびに活用について貴会議の意見を承りたい。

右昭和25年4月12日開催の第14回科学技術行政協議会の議を経て貴会議に諮問する。

[答申]

総発第457号

昭和25年10月23日

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

日本学術会議会長 亀 山 直 人

学術資料（学術文献を除く）の保存ならびに活用について、答申。
（昭和25年4月18日付科第304号による諮問に対する答申）

標記のことについては、本会議においては、別紙のとおり答申いたします。

なお、このことについては、本会議学術資料委員会で審議し、その成案を10月6日、本会議第7回総会に諮って可決したものでありますから申し添えます。

(別紙)

答 申

文化財保護法の制定により学術資料の内特殊のものはこれによって保護されることとなったが、同法によって保護指定される有形無形の重要文化財及び史蹟名勝天然記念物は、限定された一少部分に過ぎず、広範囲に亘る学術研究資料の保存とこれが利用の立場からは、全く目的と方法とを異にすると云わざるを得ない。

よって学術の振興と促進とをはかる必要上、学術資料の保存と活用とのために特別の立法的措置を講ぜられたい。

これがためには、さし当って左の事項につき特に注意を払われんことを望む。

- (1) 文部省における学術資料の調査研究に関する機構ならびに予算を増大し、全国に散在する学術資料の所在の調査とこれが目録作製とを急速に促進せしむること。
- (2) 各地の大学並びに博物館等をしてその地方の学術資料の保護と調査の連絡に当らしむること。この点よりして博物館法の制定に努力せられんことを望む。
- (3) 中央及び地方官公庁の公文書記録その他の廃棄に際しては、単に法令によって機械的に処理することなく、これに関する委員会を設ける等の方法によって、学術資料として価値あるものは永久に保存し利用するの方途を講ぜられたい。

説 明

- (1) 文化財保護法によって保護されるものは大部分学術資料として重要のものと言える。しかし、重要文化財として保護の対象となるものは有形無形の文化所産であって、しかも「歴史上又は芸術上価値の高いもの」と限定され、史蹟名勝天然記念物には別段の限定はないが従来例によれば稀有のものが多く指定されている。歴史上芸術上価値の高いものあるいは診稀なもののみが学術資料として重要であるとは言い難く、又学術資料と

して貴重のもの必ずしも重要文化財とは考えられない。

(2) 学術資料として保存を要するものの範囲は極めて広く、人文自然の各方面に亘っていて、しかも文化財としての観念とは一致しないものも少なくない。たとえば動植物の原種、稀種、培養菌の原型等から、探険隊の調査日記・写真・地図・映画、あるいは特殊研究家の標本・調査記録・会社鉱山等の統計表・設計書・調査書に至るまでまことに多種多様のものが挙げられる。従って、文化財保護法の対象となるものは学術資料の内一少部分に過ぎないといえる。

(3) 文化財の保護は、目的物を永久に完全に温存することを目標とし、学術資料の保存はこれを将来の研究調査に活用する為めであって、その一部を利用消費することも考えられる。

又できるだけ多数多種のものを比較研究する必要が多く、資料保存の方法を異にする。

(4) 大学の研究室又は個人の蒐集品中に今日利用されずして睡眠状態にある学術資料はおびただしい数に上って居る。これらの所在を調査し目録を作製するために文部省当局も努力しておられるが、現在の機構を以ってしては到底これらの資料を総合して新たな研究の促進に役立てることはできない。

至急これが機構を拡充強化してこの事業の基礎的調査と総合的調整とに努力せられるように希望する。